

# 資料

## 1 六ヶ所村介護保険事業運営協議会設置要綱

○六ヶ所村介護保険事業運営協議会設置要綱

平成24年3月30日訓令第10号

改正

平成29年6月26日訓令第16号

六ヶ所村介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険事業の適正かつ円滑な運営と公正・中立性の確保を図るため六ヶ所村介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定、変更及び推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置、変更、廃止及び運営、評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- (4) その他介護保険事業を適正かつ円滑に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護保険のサービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特別の理由があると認めるときは、任期中でも委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名により決定する。
- 4 会長は、運営協議会を代表し、会議を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(報酬等)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報酬及び費用弁償を支給することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た守秘義務が必要となる事項について、他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(事務局)

第9条 運営協議会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(六ヶ所村地域包括支援センター室運営協議会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 六ヶ所村地域包括支援センター室運営協議会設置要綱(平成18年4月1日制定)

(2) 六ヶ所村介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成20年11月25日制定)

(3) 六ヶ所村地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成20年11月25日制定)

附 則(平成29年6月26日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 2 六ヶ所村介護保険事業運営協議会委員名簿

期間：平成30年7月4日～令和3年3月31日

	所属名	役職名	委員名	備考	
1	六ヶ所村社会福祉協議会	会長	橋本 喜代二	設置要綱第3条第2項第2号	会長
2	地域医療振興協会 六ヶ所村介護老人保健施設ニッコウキスゲ	施設長	船越 樹	設置要綱第3条第2項第2号	委員
3	六ヶ所村民生委員協議会	会長	上長根 浅吉	設置要綱第3条第2項第2号	副会長
4	六ヶ所村行政連絡員協議会	会長	高田 孝徳	設置要綱第3条第2項第2号	委員
5	六ヶ所村保健協力員協議会	会長	岩間 あい子	設置要綱第3条第2項第2号	委員
6	被保険者(第1号)	代表	中村 嘉悦	設置要綱第3条第2項第1号	委員
7	被保険者(第1号)	代表	木村 義一郎	設置要綱第3条第2項第1号	委員
8	被保険者(第2号)	代表	葛西 徹也	設置要綱第3条第2項第1号	委員
9	被保険者(第2号)	代表	野坂 玲子	設置要綱第3条第2項第1号	委員
10	学識経験者	代表	野坂 信一	設置要綱第3条第2項第3号	委員
11	社会福祉法人 松緑福祉会 特別養護老人ホーム ぼんてん荘	施設長	佐々木 薫	設置要綱第3条第2項第2号	委員
12	社会福祉法人 松緑福祉会 たもぎデイサービスセンター	所長	駒井 長吉	設置要綱第3条第2項第2号	委員
13	社会福祉法人延寿福祉会 老人デイサービスセンター 尚祐の里	施設長	木村 忍	設置要綱第3条第2項第2号	委員
14	六ヶ所村 健康課	課長	小川 良子	設置要綱第3条第2項第4号	委員

---

---

**六ヶ所村高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画**  
～すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる村づくり～

**令和3年3月**

---

発 行 六ヶ所村

編 集 六ヶ所村 福祉課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 475

TEL : 0175-72-2111 (代)

FAX : 0175-72-2604

---